

# 水質汚濁防止法の概要(事業者用)

水質汚濁防止法は、特に汚水を排出する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場として指定しています。

河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、この特定事業場からの公共用水域への排水及び地下への浸透について規制が設けられています。



## 目 次

1 事業者の責務	1
2 届出書の種類	2
3 特定施設一覧	3
4 排水基準	8
5 総量規制基準	11
6 排水規制の適用例	13

## 1 事業者の責務

特定施設を設置し、公共用水域に工場・事業場から排出水（生活排水、冷却水、雨水を含む）を排出する事業者、又は有害物質に係る排水を地下に浸透させる事業者には次のような責務が課せられています。

①届出書の提出(第5条～第7条、第10条～第11条、第14条第3項) 特定施設の設置、届出内容の変更等に当たって届出をすること。
②排出水の排出等の制限(第12条、第12条の2、第12条の3) 排水基準、総量規制基準に適合しない排出水の排出及び有害物質を含む汚水の地下浸透をしないこと。
③事故時の措置(第14条の2) 特定事業場・指定施設・貯油施設等において、事故等の原因で有害物質や油を含む水が公共用水域等に漏洩したことにより、人の健康又は生活環境に重大な影響が生ずるおそれがあるときは、ただちに有害物質や油を含む水の漏洩防止のため、応急措置を講ずること。また、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市長へ届出すること。
④排出水の汚染状態の測定等(第14条第1項、第14条第2項、第14条第4項) 排出水の汚染状態、汚濁負荷量及び有害物質に係る地下浸透水の汚染状態を測定し、記録・保存すること。 また、事業場からの排水が問題とならないように、利水等の状況を考慮して、排水口の位置等排出方法を適切にすること。

また、水質汚濁防止法では下記のとおりの罰則が規定されています。

内容	罰則	法律
排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）	31条
緊急時の措置命令に違反した場合		
応急措置命令に違反した場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	32条
特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合		
特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合		
工事の実施制限期間に違反した場合		
排出水等の汚染状態の測定及びその結果の記録・保存をしなかったり、虚偽の記録をした場合	30万円以下の罰金	33条
指定地域内事業場であって、汚濁負荷量の測定及びその結果の記録・保存をしなかったり、虚偽の記録・保存をした場合		
報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避をした場合		
氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出、汚濁負荷量の測定手法の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料	35条

## 2 届出書の種類

下記の場合には、届出が必要となります。（届出書は2部提出）

事由	届出書の書類	届出の時期
特定施設(有害物質使用特定施設を含む。)を設置し、公共用水域に水を排出しようとするとき	<b>特定施設設置届出書</b> (法第5条第1項)	工事着手予定日の60日前まで
有害物質使用特定施設を設置し、その汚水等を地下水浸透しようとするとき	<b>特定施設設置届出書</b> (法第5条第2項)	工事着手予定日の60日前まで
有害物質使用特定施設(下水道に排水の全量を放流等)、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	<b>特定施設設置届出書</b> (法第5条第3項)	工事着手予定日の60日前まで
法改正等により、特定施設又は有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となるとき	<b>特定施設使用届出書</b> (法第6条第1項)	指定のあった日から30日以内
法改正等により新たに特定施設となるとき (指定地域特定施設の場合)	<b>特定施設使用届出書</b> (法第6条第2項)	指定のあった日から30日以内
既に特定施設を設置しており、政令の改正により、新たに総量規制項目が指定されたとき	<b>排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書</b> (法第6条第3項)	指定のあった日から60日以内
上記届出内容を変更しようとするとき (例) ○特定施設の構造・設置場所の変更 ○汚水処理方法の変更 ○排水量・排水系統の変更 等	<b>特定施設変更届出書</b> (法第7条)	変更しようとする日の60日前まで
届出者等に変更があったとき ○事業者の名称、所在地 ○届出者の氏名、住所	<b>氏名等変更届出書</b> (法第10条)	変更のあった日から30日以内
特定施設を廃止したとき	<b>特定施設使用廃止届出書</b> (法第10条)	使用を廃止した日から30日以内
特定施設を譲り受ける等したとき	<b>承継届出書</b> (法第11条第3項)	特定施設を承継した日から30日以内
三河湾流域で日平均 50 m <sup>3</sup> 以上の排水をしようとする特定事業場、又は同届出内容に変更のあるとき	<b>汚濁負荷量測定手法届出書</b> (法第14条第3項)	あらかじめ

※届出者については、法人の場合は組織（事業場）の代表権を有することが必要です。

ただし、事業所長等に届出事務を委任するという委任状を添付していただければ、事業所長等の届出が可能です。（この場合は、その後事業所長等に変更があっても氏名等変更届出書の必要はなく、新たな届出発生時に、新しい事業所長等への委任状を提出してください。）

※水質汚濁防止法は、事業場から公共用水域に排出される全ての水について規制が適用されるので、下水道区域でも雨水が河川等に流れる分流式の区域では、届出が必要となります。

※①鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物等（特定施設）、②電気事業法第2条第14項に規定する電気工作物、③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置する事業者は、水質汚濁防止法に基づく届出は必要でなく、各法律の定めるところによります。

### 3 特定施設一覧

番号	特定施設の名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 選鉱施設
	ロ 選炭施設
	ハ 坑水中和沈でん施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S47. 10. 1施行)
	イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
	ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
	ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水産動物原料処理施設
	ロ 洗浄施設
	ハ 脱水施設
	ニ ろ過施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設
	ハ 圧搾施設
	ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設
	ハ 湯煮施設
	ニ 濃縮施設
	ホ 精製施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
7	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
	ハ ろ過施設
	ニ 分離施設
	ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
	ハ 搾汁施設
	ニ ろ過施設
	ホ 湯煮施設
	ヘ 蒸留施設

番号	特定施設の名称
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設
	ハ 圧搾施設
12	二 真空濃縮施設
	ホ 水洗式脱臭施設
	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
13	ロ 洗浄施設
	ハ 圧搾施設
	ニ 分離施設
	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
14	イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設
	ハ 分離施設
	二 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ ろ過施設
	ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ 原料処理施設
	ロ 湯煮施設
18 の 3	ハ 洗浄施設
	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ 水洗式脱臭施設
19	ロ 洗浄施設
	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ まゆ湯煮施設
	ロ 副蚕処理施設
	ハ 原料浸せき施設
	ニ 精鍊機及び精鍊そう
	ホ シルケット機
	ヘ 漂白機及び漂白そう
	ト 染色施設
	チ 薬液浸透施設
20	リ のり抜き施設(S49. 12. 1施行)
	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗毛施設
21	ロ 洗化炭施設
	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 湿式紡糸施設
21	ロ リンター又は未精鍊繊維の薬液処理施設
	ハ 原料回収施設

番号	特定施設の名称
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー(S57. 1. 1施行)
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設(S57. 1. 1施行)
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ 湿式バーカー
	ロ 接着機洗浄施設
	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるものの
22	イ 湿式バーカー
	ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料浸せき施設
	ロ 湿式バーカー
	ハ 碎木機
	ニ 蒸解施設
	ホ 蒸解廃液濃縮施設
	ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
	ト 漂白施設
	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
	リ セロハン製膜施設
23 の 2	ヌ 湿式繊維板成型施設
	ル 廃ガス洗浄施設
	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設
	ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 分離施設
	ハ 水洗式破碎施設
	ニ 廃ガス洗浄施設
25	水
	湿式集じん施設
	欠番 (※)
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設
	ロ ろ過施設
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
	ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 遠心分離機
	ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設

(※) 水銀に関する水俣条約が平成 29 年 8 月 16 日に発効されたことに伴い水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、「25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設」が削除されました。

番号	特定施設の名称
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
	ヌ 廃ガス洗浄施設
28	ル 湿式集じん施設
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 湿式アセチレンガス発生施設
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
29	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
	ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
30	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
	ロ 静置分離器
	ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設
31	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設
	ロ 蒸留施設
	ハ 遠心分離機
32	ニ ろ過施設
	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
33	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
33	ハ 遠心分離機
	ニ 廃ガス洗浄施設
	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 縮合反応施設
	ロ 水洗施設
	ハ 遠心分離機
	ニ 静置分離器
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
	ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
34	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
	チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
	リ 廃ガス洗浄施設
	ヌ 湿式集じん施設

番号	特定施設の名称
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カブロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)

番号	特定施設の名称
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	農薬製造業の用に供する混合施設
48	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 撥発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設(S57.1.1施行)
	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設(S57.1.1施行)
	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
52	

番号	特定施設の名称		
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	研磨洗浄施設	
	ロ	廃ガス洗浄施設	
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	抄造施設	
	ロ	成型機	
	ハ	水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント		
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		
58	窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	水洗式破碎施設	
	ロ	水洗式分別施設	
	ハ	酸処理施設	
	ニ	脱水施設	
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	水洗式破碎施設	
	ロ	水洗式分別施設	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	タール及びガス液分離施設	
	ロ	ガス冷却洗浄施設	
	ハ	圧延施設	
	ニ	焼入れ施設	
	ホ	湿式集じん施設	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	還元そう	
	ロ	電解施設(溶融塩電解施設を除く。)	
	ハ	焼入れ施設	
	ニ	水銀精製施設	
	ホ	廃ガス洗浄施設	
	ヘ	湿式集じん施設	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	焼入れ施設	
	ロ	電解式洗浄施設	
	ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	
	ニ	水銀精製施設	
	ホ	廃ガス洗浄施設	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設(S57.1.1施行)		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13.7.1施行)		
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ	タール及びガス液分離施設	
	ロ	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	
64の2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S51.6.1施行)		
	イ	沈殿施設	
	ロ	ろ過施設	

番号	特定施設の名称		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		
66	電気めっき施設		
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)		
66の3	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S49.12.1施行)		
	イ	ちゅう房施設	
	ロ	洗濯施設	
	ハ	入浴施設	
66の4	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S63.10.1施行)		
66の5	弁当社出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S63.10.1施行)		
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S63.10.1施行)		
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S63.10.1施行)		
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S63.10.1施行)		
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		
68の2	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるもの(※1)に設置される施設であって、次に掲げるもの(S54.5.10施行)		
	イ	ちゅう房施設	
	ロ	洗浄施設	
	ハ	入浴施設	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		
69の2	卸売市場(卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものと除く。)(S51.6.1施行)		
	イ	卸売場	
	ロ	仲卸売場	
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)		
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(S57.1.1施行)		
71	自動式車両洗浄施設		

番号	特定施設の名称	
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※2)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(S49. 12. 1 施行)	
	イ 洗浄施設	
	ロ 焼入れ施設	
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの(※3)をいう。)である焼却施設(S54. 5. 10 施行)	
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるものの  イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(※4)であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の第4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの(S57. 1. 1 施行)  ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※5)(H10. 6. 17 施行)	

番号	特定施設の名称
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(H3. 10. 1 施行(H11. 12. 22 ジクロロメタン追加))
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)(H3. 10. 1 施行(H11. 12. 22 ジクロロメタン追加))
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)
指定地域特定施設	政令で指定された地域において、特定施設となる施設建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽(H3. 4. 1 施行)

(政令別表第1)

※ 1	老人保健施設の入所定員人数も病床数と同等に扱う。	1号	汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力10m <sup>3</sup> を超えるもの
※ 2	環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。	3号	汚泥(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
1	国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)	イ	1日当たりの処理能力が5m <sup>3</sup> を超えるもの
2	大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)	ロ	1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
3	学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)	ハ	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	4号	廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m <sup>3</sup> を超えるもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
5	保健所	5号	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
6	検疫所	イ	1日当たりの処理能力が 1 m <sup>3</sup> を超えるもの
7	動物検疫所	ロ	1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
8	植物防疫所	ハ	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
9	家畜保健衛生所	6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m <sup>3</sup> を超えるもの
10	検査業に属する事業場	8号	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
11	商品検査業に属する事業場	イ	1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
12	臨床検査業に属する事業場	ロ	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
13	犯罪鑑識施設	11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
※ 3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上)のごみ処理施設とする。	※ 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第12号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)は次のとおりとする。
※ 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)	12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
		12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
		13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

## 4 排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水(排出水)には有害物質等の項目ごとに汚染状態について許容限度が定められています。この許容限度を「排水基準」と呼びます。

排水基準には全国一律の排水基準と都道府県条例で定めるより厳しい基準(上乗せ基準)があります。

また、有害物質使用特定施設(有害物質を製造、使用、処理する施設)からの汚水を地下浸透させることが制限されています。

ただし、政令の改正により、既に設置している施設が新たに特定施設として指定された場合は、当該事業場の排水基準について一定期間適用が猶予されます。

### (1)一律排水基準

( )内は日間平均

健康項目一律排水基準 (すべての特定事業場に適用)		
	項目	許容限度(mg/ℓ)
1	カドミウム及びその化合物※	0.03
2	シアン化合物	1
3	有機燐化合物 (パラチン、メルチチソウ、メルビットン及びEPNに限る)	1
4	鉛及びその化合物	0.1
5	六価クロム化合物※	0.2
6	砒素及びその化合物	0.1
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	PCB	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレン及びその化合物	0.1
25	ほう素及びその化合物※	10 海域以外 230 海域
26	ふつ素及びその化合物※	8 海域以外 15 海域
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	アンモニア性窒素×0.4 +亜硝酸性窒素 +硝酸性窒素=100
28	1,4-ジオキサン	0.5

※印の項目については暫定基準が設定されている業種がありますのでご確認ください。

生活環境項目一律排水基準 (日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用)		
	項目	許容限度
1	水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6 海域以外 5.0~9.0 海域
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	160(120)mg/ℓ 河川等に適用
3	化学的酸素要求量(COD)	160(120)mg/ℓ 湖沼、海域に適用
4	浮遊物質量(SS)	200(150)mg/ℓ
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ
7	フェノール類含有量	5mg/ℓ
8	銅含有量	3mg/ℓ
9	亜鉛含有量※	2mg/ℓ
10	溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
11	溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
12	クロム含有量	2mg/ℓ
13	大腸菌数	(800)CFU/ml
14	窒素含有量※	120(60)mg/ℓ 三河湾流域に適用
15	燐含有量※	16(8)mg/ℓ 三河湾流域に適用

昭和46年総理府令第35号別表第1及び平成元年環境庁  
告示第39号別表

## (2) 上乗せ排水基準

上乗せ排水基準は一定要件を満たす事業場(次ページ参照)に適用します。2つ以上の業種に属する事業場については主たる事業の業種(排水量の多い業種)に係る基準を適用します。

(ただし、特定施設番号が64の2、65、66、70、71、71の3、71の4、72、74に係る業種については、これら以外の業種を適用します。)

### ①既設事業場

単位:mg/ℓ ( )内は日間平均

区分	項目	BOD	COD	SS	ノルマルヘキサン		フェノール類	銅
					鉱油	動植物油		
下水道区域	全業種	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1
畜産農業又はサービス業	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上	130(110)		160(120)				
	日平均排水量20m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	160(120)		200(150)				
畜産食料品製造業	乳製品製造業	80(60)		30(20)		10		
	その他	120(100)		90(70)		10		
水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業	120(100)		90(70)		10			
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	120(100)		40(30)		10			
小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	80(60)		80(60)					
清酒製造業	120(100)		90(70)		10			
蒸りゅう酒又は混成酒の製造業	160(120)		120(100)		10			
動物系飼料又は有機質肥料製造業	160(120)		200(150)		10			
動植物油脂製造業	100(80)		80(60)		20			
でん粉製造業	160(120)		90(70)		5			
豆腐製造業	160(120)		200(150)		10			
繊維工業 又は繊維製品製造業	毛紡績業又は製毛業 (洗毛施設を有するものに限る)	120(100)		180(150)		30		
	染色整理業	50(40)		50(40)		10	1	
		100(80)		100(80)		10	1	
	その他	100(80)		100(80)		10		
一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業 又はパーティクルボード製造業	70(50)	70(50)	90(70)					
紙製造業	120(100)		180(150)					
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	25(20)		30(20)				1	
化学工業	30(20)		40(30)	3				
窯業土石製品製造業 又は非金属鉱業	窯業原料 精製業	25(20)		200(150)	2			
		25(20)		300(250)	2			
	その他	25(20)		150(120)	2			
鉄鋼業	25(20)	20(15)	40(30)	2		1	1	
非鉄金属製造業、金属製品製造業 又は機械器具製造業(武器製造業を含む)	25(20)		30(20)				1	
水道施設、工業用水道施設 又は自家用工業用水道の施設を有するもの	25(20)		30(20)					
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの 又は電気めっき施設を有するもの	25(20)		30(20)				1	
旅館業	90(70)	90(70)	90(70)					
病院	40(30)		90(70)					
と畜業	80(60)		80(60)					
地方卸売市場	50(40)		70(50)		10			
自動式車両洗浄施設を有するもの	25(20)		70(50)					
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	40(30)	40(30)	90(70)					
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40(30)		50(40)					
し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)					
下水道終末処理施設 を有するもの	豊橋市中島処理場	(20)		(70)				
	その他	(60)		(120)				
		(規則で定める日から)	(20)	(70)				

その他の地域に所在するもの

## ②新設事業場

単位:mg/l ( )内は日間平均

区分	項目	BOD	COD	SS	ノルマルヘキサン		フェノール類	銅
					鉱油	動植物油		
下水道区域	全業種	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1
その他の地域に所在するもの	全業種(下記のものを除く)	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1
	畜産農業又はサービス業	90(70)	90(70)	100(80)				
	食料品製造業 (冷凍調理食品製造業を除く)	乳製品製造業	50(40)	50(40)	30(20)		10	
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	50(40)	50(40)	40(30)		10	
		でん粉製造業	50(40)	50(40)	40(30)		5	
		その他	50(40)	50(40)	50(40)		10	
	繊維工業又は繊維製品製造業	50(40)	50(40)	40(30)		10	1	
	鉄鋼業	25(20)	20(15)	30(20)	2		0.5	1
	旅館業	40(30)	40(30)	70(50)				
	し尿処理施設を有するもの	40(30)	40(30)	80(60)				
	下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	25(20)	70(50)				

ただし、生活環境項目で上記の表にない項目については、一律排水基準を日平均排水量20m<sup>3</sup>以上の事業場に適用する。(窒素・燐含有量は除く)

## ③上乗せ規制の適用要件

◇既設、新設の区分

既設、新設の区分は最初に特定施設を設置した日によって決まります。

特定施設番号	特定施設を設置した日	
	既設	新設
下記以外	～昭和48年3月31日	昭和48年4月1日～
1の2、 19リ、 23の2、 63の2、 66の3、 69の2～3、 71の2～4	～昭和57年12月31日	昭和58年1月1日～
66の4～8 指定地域特定施設	71の5～6	上乗せ規制は適用されない

◇上乗せ排水規制の適用となる水量

上乗せ規制は日平均排水量が下表以上の事業場について適用します。

業種等	既設	新設
下記以外	50m <sup>3</sup> /日	20m <sup>3</sup> /日
旧工場排水規制法適用事業場	20m <sup>3</sup> /日	
畜産農業又はサービス業		20m <sup>3</sup> /日
窯業原料精製業		10m <sup>3</sup> /日
し尿処理施設のみを有するもの		全ての事業場に適用
非鉄金属鉱業		全ての事業場に適用
と畜業及び死亡獣取扱業		全ての事業場に適用

## 5 総量規制基準

総量規制とは、排水の濃度規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の汚染物質の排出総量を削減する規制手法で、COD、窒素、燐の3物質を対象に実施されています。(豊橋市では、表浜流域の地域は対象外となります。)

愛知県が策定した総量削減計画に基づいて、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場(指定地域内事業場)を対象に、業種ごとに総量規制基準値が設けられています。

各事業場の総量規制基準値は以下の式で求められます。(複数の業種を有する事業場については、業種ごとに計算し、その合計が総量規制基準値となります。各業種等のC値についてはご確認ください。)

### (1) 総量規制値

#### ① COD

$$L = (C_o \times Q_o + C_i \times Q_i + C_j \times Q_j) \div 1000$$

L : 排出が許容される汚濁負荷量

C<sub>o</sub> : 平成29年愛知県告示第286号別表第3欄(1)に掲げるCODの値

C<sub>i</sub> : 平成29年愛知県告示第286号別表第3欄(2)に掲げるCODの値

C<sub>j</sub> : 平成29年愛知県告示第286号別表第3欄(3)に掲げるCODの値

Q<sub>o</sub> : 下表(イ)欄の日付までの日最大特定排出水(間接冷却水以外の排出水)の量

Q<sub>i</sub> : 下表(ロ)欄の日付に増加した日最大特定排出水の量

Q<sub>j</sub> : 下表(ハ)欄の日付以降に増加した日最大特定排出水の量

最初の届出をした特定施設番号	排水量の変更日(又は届出日)		
	(イ)	(ロ)	(ハ)
下記以外	～S55. 6. 30	S55. 7. 1 ～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
18の2～3、 23の2、 63の2、 71の4イ	21の2～4、 51の2～3、 70の2、	～S57. 6. 30	S57. 7. 1 ～H3. 6. 30
69の3		～ S57. 12. 31	S58. 1. 1 ～H3. 6. 30
66の3～7		～H1. 3. 31	H1. 4. 1 ～H3. 6. 30
指定地域特定施設		～H3. 3. 31	H3. 4. 1 ～H3. 6. 30
71の5～6(ジクロロメタンに係るもの以外)		～H3. 9. 30	
71の3、 (廃掃法施行令改正により新たに特定施設なったもの)	71の4	～H9. 11. 30	
71の4ロ		～H10. 6. 16	
71の5～6(ジクロロメタンに係るもの)		～H12. 2. 28	
63の3		～H13. 6. 30	

## ②窒素含有量及び燐含有量

$$L = (C_o \times Q_o + C_i \times Q_i) \div 1000$$

L : 排出が許容される汚濁負荷量

C<sub>o</sub> : 令和6年愛知県告示第340.341号別表第3欄(1)に掲げる窒素含有量・燐含有量の値

C<sub>i</sub> : 令和6年愛知県告示第340.341号別表第3欄(2)に掲げる窒素含有量・燐含有量の値

Q<sub>o</sub> : 平成14年10月1日前の日最大特定排出水の量

Q<sub>i</sub> : 平成14年10月1日以降に増加した日最大特定排出水の量

### ◇小数点の取扱い

数値については、COD及び窒素は小数点以下2桁目を、燐は小数点以下3桁目を四捨五入します。

### ◇水量が減少した場合のQ値の取扱い

水量が減少した場合はQ<sub>o</sub>、Q<sub>i</sub>、Q<sub>j</sub>の順に水量を減らしていきます。

(例) CODについてある区分の特定排出水80m<sup>3</sup>/日(内訳【Q<sub>o</sub>=60、Q<sub>i</sub>=20、Q<sub>j</sub>=0】)が60m<sup>3</sup>/日に減少した。その後(Q<sub>j</sub>の適用期日後)、特定排出水80m<sup>3</sup>/日に戻った。このときのQ<sub>n</sub>(n= o, i, j)の値はそれぞれ下記のとおりとなります。

$$【Q_o=60, Q_i=20, Q_j=0】 \Rightarrow 【Q_o=40, Q_i=20, Q_j=0】 \Rightarrow 【Q_o=40, Q_i=20, Q_j=20】$$

(水量が減少した場合のQ値の取扱いの例外)

操業時間の変更のみによって水量が減少した場合は、その後、操業時間のみによって水量の増加した場合は減少した量に相当する部分については、元のQ<sub>n</sub>として取り扱うことができます。

## (2)総量規制の測定方法等

指定地域内事業場は、下記により汚濁物質の排出量を測定、記録し、それを保存する必要があります。

日平均排水量	測定頻度	測定方法	
400m <sup>3</sup> /日以上	毎日	① 自動的に汚染状態を計測、記録できる機器による方法 ② コンポジットサンプラーと環境庁告示第64号に掲げる計測方法(指定計測法)の組み合わせによる方法	①流量計、流速計であって自動的に流量を計測、記録できる機器による方法 ②積算体積計であって自動的に流量を計測、記録できる機器による方法
		※上記①、②による方法が困難な場合は知事の定めるところにより下記③の方法によることができる。	
400m <sup>3</sup> /日まで 200m <sup>3</sup> /日以上	7日間に 1回以上	③指定計測法による方法 (1日3回以上測定) 又は上記①、②による方法	③ 日本産業規格K0094の8に定める方法 又は上記①、②による方法
200m <sup>3</sup> /日まで 100m <sup>3</sup> /日以上	14日間に 1回以上		
100m <sup>3</sup> /日まで 50m <sup>3</sup> /日以上	30日間に 1回以上		

## 6 排水規制の適用例

下記届出の特定事業場に対しては、以下のような規制が適用されます。

年月日	届出内容	排水量(m <sup>3</sup> /日)通常/最大	適用される規制基準
S47. 7. 20	食用アミノ酸製造工場を新規に建設  ○届出の概要 特定施設番号5(イ)、(ロ)、(ハ) 排水量(m <sup>3</sup> /日)の内訳 食用アミノ酸製造工程 25/30 し尿浄化槽(30人槽) 5/ 6 間接冷却水 10/14	40/50	一律排水基準 (健康項目)
H5. 9. 25	化学調味料製造工場を同事業場内に建設  ○届出の概要 追加される特定施設なし 増加する排水量(m <sup>3</sup> /日)の内訳 化学調味料製造工程 12/15 間接冷却水 8/10	40/50 ↓ 60/75	一律排水基準 (健康項目) (生活環境項目) 上乗せ排水基準 BOD:120(100) SS:90(70) 動植物油:10 総量規制基準※ (下記参照)

(排水量: m<sup>3</sup>/日)

### ◇解説

昭和48年3月31日以前に設置届出が出されたので、上乗せ排水基準の区分では既設となります。

当初は日平均排水量が50m<sup>3</sup>/日未満ですので、一律排水基準(健康項目)のみ適用され、一律排水基準(生活環境項目)、上乗せ排水基準、総量規制基準は適用されません。

しかし、平成5年9月25日の届出の工事が完成後は、日平均排水量が50m<sup>3</sup>/日以上となりますので、一律排水基準(生活環境項目)、上乗せ排水基準(既設—水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業)、総量規制基準も適用されます。

### ※総量規制基準の計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{COD} \quad L &= (C_o \times Q_o + C_i \times Q_i + C_j \times Q_j) \div 1000 = 2.8 \\
 &\left. \begin{aligned}
 &(70 \times 30 + 70 \times 0 + 50 \times 0) \div 1000 (= 2.1) \quad (\text{食用アミノ酸製造業}) \\
 &+ (20 \times 0 + 20 \times 0 + 20 \times 15) \div 1000 (= 0.3) \quad (\text{化学調味料製造業}) \\
 &+ (60 \times 6 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \div 1000 (= 0.4) \quad (\text{し尿浄化槽})
 \end{aligned} \right\}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{窒素含有量} \quad L &= (C_o \times Q_o + C_i \times Q_i) \div 1000 = 2.2 \\
 &\left. \begin{aligned}
 &(55 \times 30 + 40 \times 0) \div 1000 (= 1.7) \quad (\text{食用アミノ酸製造業}) \\
 &+ (20 \times 15 + 20 \times 0) \div 1000 (= 0.3) \quad (\text{化学調味料製造業}) \\
 &+ (40 \times 6 + 30 \times 0) \div 1000 (= 0.2) \quad (\text{し尿浄化槽})
 \end{aligned} \right\}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{燐含有量} \quad L &= (C_o \times Q_o + C_i \times Q_i) \div 1000 = 0.31 \\
 &\left. \begin{aligned}
 &(8 \times 30 + 6 \times 0) \div 1000 (= 0.24) \quad (\text{食用アミノ酸製造業}) \\
 &+ (3 \times 15 + 1.5 \times 0) \div 1000 (= 0.05) \quad (\text{化学調味料製造業}) \\
 &+ (4 \times 6 + 3 \times 0) \div 1000 (= 0.02) \quad (\text{し尿浄化槽})
 \end{aligned} \right\}
 \end{aligned}$$

## ◇ Q & A

Q1 日平均排水量は、どのように算出すればよいのですか？

A1 日平均排水量は、操業前の届出時には使用計画量を記入してください。その後、一定期間の水道使用量等(工程で水が消費される場合はそれを引いて)を操業日数で割り、実際の平均排水量を求めてください。このとき届出と実測の排水量に差がある場合は、届出の変更を行ってください。

Q2 排水量が季節的に変動する場合の届出排水量の算定方法は、また、排水基準の適用はどうなりますか？

A2 排出水の量は通常の操業時間を対象として算定するので、季節変動があっても実際に操業している場合はすべて該当し、一日当たりの平均的な排出水の量を各操業時期の日数によって加重平均して算出します。  
また、排水基準は一日当たりの平均的な排出水の量により年間を通じて適用されます。

Q3 施設からは汚水をまったく排出しない完全循環方式の場合でも特定施設に該当しますか？

A3 施設から汚水又は廃液を排出するものを特定施設として法に規定していますが、「施設からの汚水又は廃液の排出」とは、公共用海域への排出のみに限らず、施設系外への排出をいいます。即ち、産業廃棄物としての排出(業者回収など)、間接冷却水の排出、政令別表第1第74号に掲げる特定施設(共同処理施設)への排出などは施設からの汚水又は廃液の排出であり、特定施設に該当します。

Q4 土木工事会社が生コンクリートを製造するバッチャープラントを設置し、工事に利用している場合、特定施設に該当しますか？

A4 この場合、生コンクリート製造業に該当し、バッチャープラントは特定施設となります。

Q5 個人経営から法人にしたり、合併・分割により新会社を設立した場合、氏名等変更届出書と承継届出書のどちらを提出すればよいか？

A5 承継届出書を提出してください。

Q6 旅館、病院(病床数300人未満を含む)等で501人槽以上の浄化槽を設置している場合、総量規制の業種等はどうなりますか？

A6 この場合、業種等は浄化槽を設置しているかどうかにかかわらず、それぞれの業種等に属するものとして、旅館、病院等として扱います。

## みんなで守ろう美しい川や海



豊橋市役所環境保全課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL:0532-51-2390 FAX:0532-56-5577

E-mail:kankyohozan@city.toyohashi.lg.jp

R7年4月